shikibo

第208期　定時株主総会招集ご通知

日　時

2021年６月29日（火曜日）
午前10時

場　所

大阪市中央区備後町三丁目２番６号
敷島ビル７階ホール
※末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、株主総会当日のご来場はお控えいただきますようご協力をお願い申し上げます。
議決権につきましては、事前に書面またはインターネット等にてご行使ください。

株主総会報告事項の事業報告等につきましては、あらかじめ動画配信をいたしますので、当社ウェブサイト(アドレス　http://www.shikibo.co.jp)をご確認ください。

目　次

■第208期定時株主総会招集ご通知…… 1

■株主総会参考書類…… 6

第１号議案 剰余金の処分の件
第２号議案 監査等委員である取締役以外の取締役３名選任の件
第３号議案 監査等委員である取締役１名選任の件
第４号議案 補欠の監査等委員である取締役１名選任の件
第５号議案 役員向け株式報酬制度の継続に関する件

■添付書類

事業報告……19
連結計算書類……41
計算書類……43
監査報告書……45

シキボウ株式会社
証券コード：3109

株　主　各　位

証券コード　3109
2021年６月８日
大阪市中央区備後町三丁目２番６号
シキボウ株式会社
代表取締役
社長執行役員　清　原　幹　夫

第208期 定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。
　さて、当社第208期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。
**　なお、株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。**
**　つきましては、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、後述のご案内に従って書面またはインターネット等により、2021年６月28日（月曜日）午後５時30分までに議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。**

敬　具

記

１．日　　時　2021年６月29日（火曜日）午前10時
２．場　　所　大阪市中央区備後町三丁目２番６号 敷島ビル７階ホール
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
※当日のご来場はお控えいただくようお願い申し上げます。
３．目的事項
報告事項　１．第208期（2020年４月１日から2021年３月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第208期（2020年４月１日から2021年３月31日まで）計算書類報告の件
決議事項
第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　監査等委員である取締役以外の取締役３名選任の件
第３号議案　監査等委員である取締役１名選任の件
第４号議案　補欠の監査等委員である取締役１名選任の件
第５号議案　役員向け株式報酬制度の継続に関する件

以　上

株主様へのご協力のお願い

◎新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、株主総会当日のご来場はお控えいただきますようご協力をお願い申し上げます。
◎会場内は座席間隔を十分にとった配置とさせていただきますので、ご用意できる席数が例年より大幅に減少いたします。そのため、状況によりましては、ご入場の制限をせざるを得ない場合もございます。何卒ご理解のほど、お願い申し上げます。
◎株主総会会場においては、マスクの着用、手指等のアルコール消毒へのご協力をお願いいたします。また、会場では体温計による検温等、最大限の感染予防措置をとらせていただきますので、何卒ご了承をお願いいたします。
◎発熱、咳等のある株主様については、ご入場をお断りする場合もございます。
◎運営スタッフは、マスクを着用してご対応させていただきます。
◎今後の感染拡大状況により、感染予防のための新たな措置を講じる場合は、当社ウェブサイト（アドレス　http://www.shikibo.co.jp/）に掲載いたしますので、ご確認くださいますよう、お願い申し上げます。

インターネットの開示について

◎本株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、事業報告の「業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」および計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」につきましては、法令および当社定款第18条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス　http://www.shikibo.co.jp/）に掲載しておりますので、本株主総会招集ご通知の添付書類には記載しておりません。なお、本株主総会招集ご通知の添付書類に記載しております連結計算書類および計算書類は、監査等委員会および会計監査人が監査した連結計算書類および計算書類の一部であります。
◎株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス　http://www.shikibo.co.jp/）に掲載させていただきます。

動画配信について

◎株主総会報告事項の事業報告等につきましては、あらかじめ動画配信をいたします。当社ウェブサイト(アドレス　http://www.shikibo.co.jp/)をご確認くださいますよう、お願い申し上げます。

議決権の行使についてのご案内

以下の４つのうち、いずれかの方法にて、是非とも議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。

当日ご出席いただける場合



株主総会日時
2021年６月29日（火曜日）
午前10時開催
（受付開始は午前９時を予定しております。）



当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
株主総会当日は、資源節約のため、この「招集ご通知」をお持ちくださいますようお願い申し上げます。

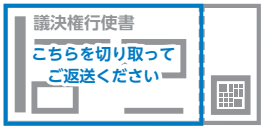
当日ご出席いただけない場合

郵送によるご行使



行使期限
2021年6月28日（月曜日）
午後5時30分必着

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。

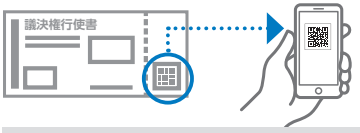


「スマート行使」によるご行使



行使期限
2021年6月28日（月曜日）
午後5時30分まで

同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード®」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。



詳細につきましては次頁をご覧ください。

インターネット等によるご行使



行使期限
2021年6月28日（月曜日）
午後5時30分まで

【インターネット等による議決権行使のご案内】をご参照のうえ、行使期限までに賛否をご送信ください。

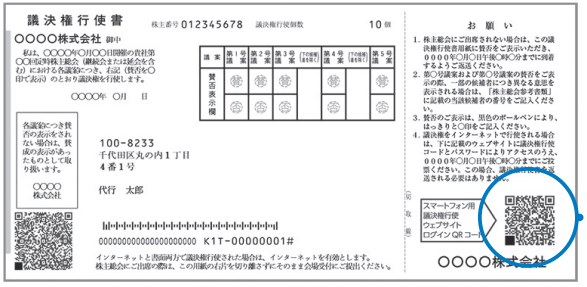
議決権行使ウェブサイト
https://www.web54.net

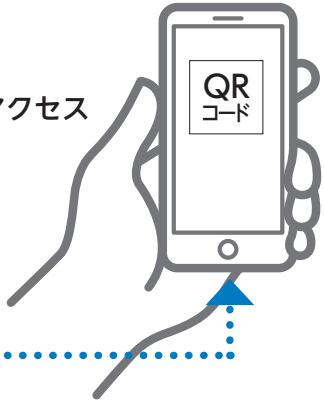
詳細につきましては５頁をご覧ください。

※ 同一の株主様の重複行使の取り扱い
- 書面とインターネット等による方法と重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- インターネット等による方法で複数回、同一の議案について議決権を行使された場合は、行使期限内の最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

「スマート行使」によるご行使

① スマートフォン用議決権行使ウェブサイトへアクセス



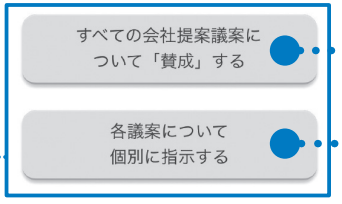


同封の議決権行使書用紙の右下**「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード®」**をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

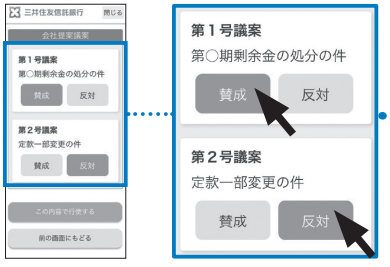
② 議決権行使方法を選ぶ



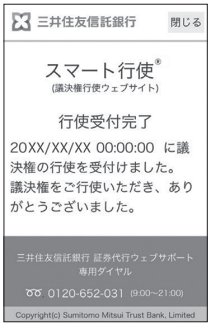
表示されたURLを開くと議決権行使ウェブサイト画面が開きます。
議決権行使方法は2つあります。



③ 各議案について個別に指示する場合、画面の案内に従って各議案の賛否をご入力ください



④ 確認画面で問題なければ「この内容で行使する」ボタンを押して行使完了



一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、再度 QR コード® を読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります。

※ QR コードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

インターネット等による議決権行使のご案内



インターネット等により議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

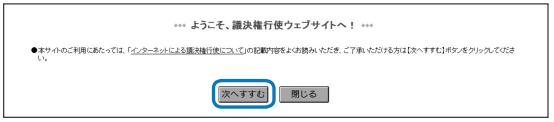
●インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンから議決権行使ウェブサイト（https://www.web54.net）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コードおよびパスワードをご利用のうえ、画面の案内に従って議案の賛否をご登録ください。

●インターネット等による議決権行使は、2021年６月28日（月曜日）午後５時30分まで受付いたします。行使期限切れに備え、余裕をもってお早めに行使されるようお願いいたします。

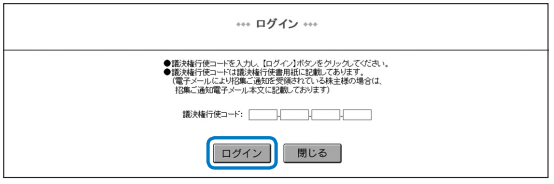
●議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金および通信事業者への通信料金（電話料金等）は株主様のご負担となります。

●インターネット等により複数回、議決権を行使された場合、最後に行使されたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、書面およびインターネット等の両方により議決権を重複して行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

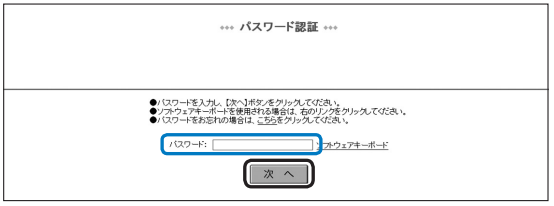
❶ WEBサイトへアクセス



❷ ログインする



❸ パスワードの入力



❹ 以降は画面の案内にしたがって賛否をご登録ください。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ

インターネットによる議決権行使に関して、ご不明な点につきましては、下記にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

三井住友信託銀行　証券代行ウェブサポート　専用ダイヤル

0120-652-031 ［受付時間　午前９時～午後９時］

バーコード読取機能を利用して右の「QRコード」を読み取り、議決権行使サイトに接続することも可能です。操作方法についてはお手持ちの携帯電話等の取扱説明書をご確認ください。

機関投資家向け「議決権電子行使プラットフォーム」の利用について

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様への適正な利益還元を経営の最重要課題の一つとして認識し、利益配分に関しては、安定的な配当の継続を基本方針としております。

第208期の期末配当につきましては、当期の業績ならびに今後の事業展開等を勘案いたしまして、次のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類
　　金銭といたします。
(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
　　当社普通株式１株につき金40円　　総額434,655,000円
(3) 剰余金の配当が効力を生じる日
　　2021年６月30日

第２号議案　監査等委員である取締役以外の取締役３名選任の件

本総会終結の時をもって、監査等委員である取締役以外の取締役３名（全員）が任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役以外の取締役３名の選任をお願いするものであります。

なお、監査等委員である取締役以外の取締役候補者の選任については、社外取締役を主要な構成員とする任意の諮問委員会である人事委員会の答申を経て、取締役会において決定しております。

また、監査等委員会から、各候補者に関して、当事業年度における業務執行状況等を評価したうえで、当社の監査等委員である取締役以外の取締役候補者として適任であると判断したという意見をいただいております。

監査等委員である取締役以外の取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号		氏名	現在の会社における地位および担当
1	再任	清原幹夫（きよはら みきお）	代表取締役 社長執行役員
2	新任	松永政広（まつなが まさひろ）	常務執行役員 産業資材部門長
3	新任	尻家正博（しりや まさひろ）	執行役員 コーポレート部門 財務経理部長

候補者番号 1

清原（きよはら）　幹夫（みきお）（1959年８月13日生）

再任



略歴、当社における地位および担当

1983年４月　当社入社
2011年６月　執行役員
2012年６月　取締役
2015年６月　取締役上席執行役員
2016年６月　代表取締役 社長執行役員（現任）

取締役候補者とした理由

清原幹夫氏は、長年にわたり繊維部門（国内外）、管理部門の要職を歴任した後、代表取締役社長執行役員となりました。経営者として豊富な業務経験を有し、優れた経営判断能力・リーダーシップを有していることから、当社取締役として適任であると判断し引き続き取締役候補者としております。

所有する当社株式の数
15,700株

候補者番号 2

松永（まつなが）　政広（まさひろ）（1956年12月13日生）

新任



略歴、当社における地位および担当

1979年４月　敷島カンバス㈱入社
1990年10月　合併により当社入社
2011年６月　執行役員
2018年６月　上席執行役員
産業資材部門長
2019年６月　常務執行役員
産業資材部門長（現任）

取締役候補者とした理由

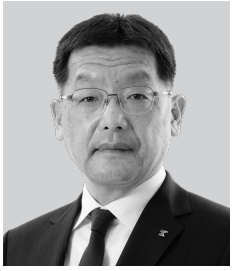
松永政広氏は、長年にわたり産業資材部門の要職を歴任し、当社グループ会社の代表取締役社長として経営に携わってまいりました。当社産業資材部門を中心に業務全般を熟知するとともに、経営に関する豊富な業務経験・知見を有していることから、当社取締役として適任であると判断し取締役候補者としております。

所有する当社株式の数
9,500株

候補者番号 **3**

尻家　正博（しりや　まさひろ）（1965年４月10日生）

新 任



所有する当社株式の数
5,800株

略歴、当社における地位および担当

1988年４月　当社入社
2018年４月　総務部長
2019年６月　執行役員
　　コーポレート部門　経営管理部長
2020年４月　執行役員
　　コーポレート部門　経営戦略部長
　　兼　財務経理部長
2021年４月　執行役員
　　コーポレート部門　財務経理部長（現任）

取締役候補者とした理由

尻家正博氏は、当社において総務部門、財務・経理部門、経営企画部門等を歴任し、ガバナンス体制の強化、円滑な事業運営等に貢献しております。また、事業全般に精通しているとともに、豊富な経験および高度な知識を有していることから、当社取締役として適任であると判断し取締役候補者としております。

（注）１．上記各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

２．当社は、保険会社との間で、取締役および執行役員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約を継続して更新する予定であります。各候補者が再任または選任された場合には各氏は当該保険契約の被保険者となります。

　当該保険契約は、第三者および当社に対する取締役の損害賠償責任のうち、被保険者が負担することになる被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を填補の対象としております。

第３号議案　監査等委員である取締役１名選任の件

本総会終結の時をもって、監査等委員である取締役邨上義一氏が辞任により退任いたしますので、新たに監査等委員である取締役１名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

竹田（たけだ）　広明（ひろあき）（1960年７月15日生）　新任



略歴、当社における地位および担当

1984年４月　当社入社
2008年６月　総務部長
2015年６月　執行役員
　　複合材料部部長兼尾道事業所長
2016年６月　執行役員
　　総務部担当　経営管理部長
2018年４月　執行役員
　　コーポレート部門担当　経営管理部長
2018年６月　取締役上席執行役員
　　コーポレート部門担当　経営管理部長
2019年４月　取締役上席執行役員
　　コーポレート部門長兼経営管理部長
2019年６月　取締役上席執行役員
　　コーポレート部門長（現任）

所有する当社株式の数
15,000株

取締役候補者とした理由

竹田広明氏は、当社において総務部門、経営企画部門等を歴任し、事業全般に精通しているとともに、豊富な経験および高度な知識を有しており、ガバナンス体制の強化、円滑な事業運営等に貢献してこられました。また、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社グループの監査体制の強化に資することが期待されるため、取締役候補者としております。

（注）１．上記候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

２．竹田広明氏が監査等委員である取締役に就任した場合、当社は、同氏との間で会社法第427条第１項に基づく責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく監査等委員である取締役の責任の限度額は、同法第425条第１項に定める最低責任限度額となります。

３．当社は、保険会社との間で、取締役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約を継続して更新する予定であります。竹田広明氏が選任された場合には同氏は当該保険契約の被保険者となります。

当該保険契約は、第三者および当社に対する取締役の損害賠償責任のうち、被保険者が負担することになる被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を填補の対象としております。

第４号議案　補欠の監査等委員である取締役１名選任の件

本総会開催の時をもって、2020年6月26日開催の第207期定時株主総会において選任いただいた補欠の監査等委員である取締役竹林竜太郎氏の選任の効力が失効いたしますので、あらためて法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くこととなる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役１名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

竹林竜太郎（たけばやし りゅうた ろう）（1964年12月10日生）

社外取締役候補者
独立役員候補者



略歴、当社における地位および担当

1997年４月　弁護士登録（大阪弁護士会）
竹林・畑・中川・福島法律事務所入所（現在）
2004年10月　京都産業大学法科大学院講師
（2008年３月まで）
2007年６月　当社補欠監査役就任
（2016年６月まで）
2008年４月　京都大学法科大学院講師
（2018年３月まで）
2018年４月　京都大学法科大学院客員教授（現任）

重要な兼職の状況

竹林・畑・中川・福島法律事務所　弁護士、京都大学法科大学院客員教授

補欠の社外取締役候補者とした理由および期待される役割

竹林竜太郎氏は、弁護士として企業法務に精通し、企業経営を統治する充分な見識を有しております。これらの実績を踏まえ、独立した立場から監査監督機能の強化に寄与していただけることを期待し、補欠の社外取締役(監査等委員)候補者といたしました。

同氏には、会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、適切に職務を遂行していただけるものと考えております。

所有する当社株式の数

0株

（注）１．上記候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

２．竹林竜太郎氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。

３．竹林竜太郎氏が監査等委員である取締役に就任した場合、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。

４．竹林竜太郎氏が監査等委員である取締役に就任した場合、当社は、同氏との間で会社法第427条第１項に基づく責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく監査等委員である取締役の責任の限度額は、同法第425条第１項に定める最低責任限度

額となります。

5．当社は、保険会社との間で、取締役および執行役員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該契約を継続して更新する予定であります。竹林竜太郎氏が選任され、同氏が補欠の社外取締役（監査等委員）に就任した場合には同氏は当該保険契約の被保険者となります。

当該保険契約は、第三者および当社に対する取締役の損害賠償責任のうち、被保険者が負担することになる被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を填補の対象としております。

第５号議案　役員向け株式報酬制度の継続に関する件

1.　提案の理由およびこれを相当とする理由

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）および委任契約をしている執行役員(以下「取締役等」という。)を対象とした株式報酬制度（以下「本制度」という。）は、2016年６月29日開催の第203期定時株主総会において「役員向け株式報酬制度の導入に関する件」でご承認いただいておりますが、本制度を継続することにつきご承認をお願いするものであります。

本制度の目的は取締役等の報酬と株主価値との連動性を高めることで、取締役等に対し当社グループの持続的な成長に向けた健全なインセンティブを働かせることであり、本制度の継続は相当であると考えております。

なお、第２号議案「監査等委員である取締役以外の取締役３名選任の件」が原案どおり承認可決された場合、本制度の対象となる取締役の員数は３名となる予定です。また、本制度の対象となる執行役員の員数は８名（取締役を兼務する者を除く。）となる予定です。

2.　本制度に係る報酬等の額および具体的な内容

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（以下「本信託」という。また、その上限金額は下記(6)のとおりとする。）が当該金銭を原資として当社株式を取得し、本信託を通じて当社の取締役等に対して、当社が定める役員報酬に係る役員株式給付規程に従って、各取締役等の役位に応じて当社株式を給付する株式報酬制度です。なお、当社の取締役等が当社株式の給付を受ける時期は、原則として取締役等の退任時となります。

(2) 対象者

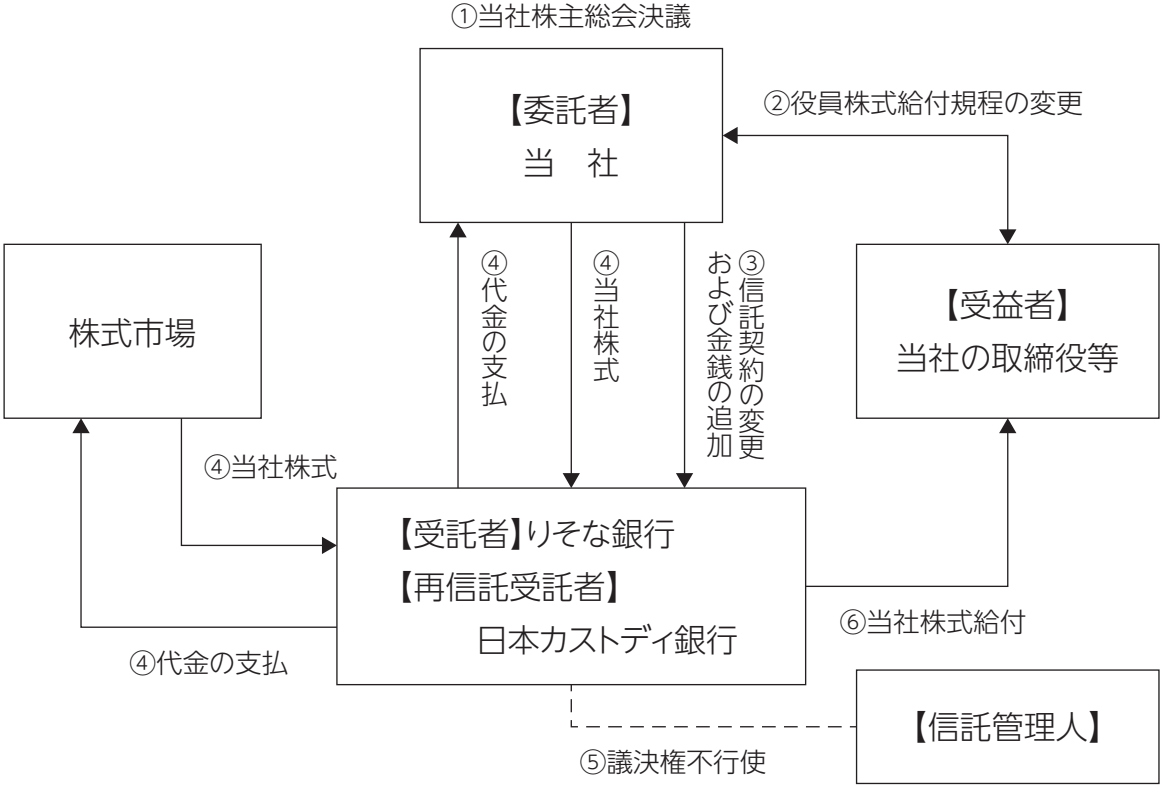
当社の取締役等とします。

(3) 対象期間

2022年３月末日で終了する事業年度から2026年３月末日で終了する事業年度までの５事業年度（以下「本対象期間」という。）および本対象期間の経過後に開始する５事業年度ごとの期間（以下「対象期間」という。）とします。

(4) 本制度の運営に伴う信託の設定

当社は、本制度の運営に当たって、受託者との合意の上で、以下の信託を設定して運営いたします。



① 当社は本総会において本制度の継続の承認決議を得ます。
② 当社は本総会において承認を受けた範囲内で、役員株式給付規程を変更します。
③ 当社は、既存の信託契約を変更し、本総会で承認を受けた範囲内で金銭を追加信託します。
④ 本信託は、上記③で信託された金銭を原資として当社株式を当社（自己株式の処分）または株式市場から取得します。
⑤ 本信託内の当社株式については、信託期間を通じて議決権を行使しないものとします。
⑥ 信託期間中、上記②の役員株式給付規程の定めにより、本制度の対象者である

取締役等の役位に応じて、取締役等にポイントが付与されます。退任時等、役員株式給付規程に定める一定の受益者要件を満たした取締役等に対して、付与されたポイントに応じた数の当社株式を給付します。

(5) 信託期間

2016年８月８日から2026年７月末日までとします。

当社は、延長後の本信託の信託期間の満了時において、信託契約の変更および追加信託を行うことにより本信託を継続することがあり、以後も同様とします。

また、信託期間の満了時に信託契約の変更および追加信託を行わない場合には、それ以降、取締役等に対するポイントの付与は行われません。ただし、当該時点で受益者要件を満たす可能性のある取締役等が存在している場合には、当該取締役等が退任し、当社株式の給付が完了するまで、本信託の信託期間を延長させることがあります。

(6) 当社が拠出する金員の上限および株数の上限

当社は、本総会において承認を得ることを条件として、本対象期間に対応する本制度に基づく取締役等への給付を行うための株式の取得資金として、１億円を上限として追加拠出を行うこととします。また、本対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、当社は、対象期間ごとに１億円を上限として追加拠出を行うこととします。

ただし、かかる追加拠出を行う場合において、各対象期間の開始直前日において、本信託の信託財産として残存する当社株式（直前までの各対象期間において当社取締役等に付与されたポイント数に相当する当社株式で、当社の取締役等に対する給付が未了であるものを除きます。）および金銭（以下あわせて「対象期間開始直前日残存株式等」という。）があるときは、当該対象期間開始直前日残存株式等の金額と追加拠出される信託金の合計額は、本総会の承認を得た信託金の上限額の範囲内とします。

なお、対象期間ごとに本信託が取得する当社株式数の上限は12万株（ただし、当社株式について株式分割、株式無償割当または株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて合理的な調整を行った数）とします。

(7) 信託による当社株式の取得方法および取得時期

本信託による当社株式の取得は、上記(6)の本信託へ拠出する金銭の額の上限以内で取引市場または当社の自己株式処分を引き受ける方法を通じて行います。

(8) 本制度対象者へ給付される当社株式数の算出方法

取締役等には、各対象期間中の各事業年度における役位に応じて各事業年度にポイントが付与されます。付与されたポイントは、株式給付に際し、1ポイント当たり当社株式1株に換算されます。ただし、本議案の承認後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当てまたは株式併合等が行われた場合には、その比率に応じて、換算比率について合理的な調整を行います。

(9) 本制度対象者への当社株式給付時期

原則として、当社の取締役等が退任し、役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした場合、所定の受益者確定手続きを行うことにより、退任時までに付与されたポイント数に応じた数の当社株式を給付します。

(10) 信託内の当社株式の議決権行使

本信託内の当社株式に係る議決権は、信託の経営からの独立性を確保するため一律不行使といたします。

(11) 信託内の当社株式の配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当金は本信託が受領し、当社株式の取得・信託報酬等の信託費用に充当されることになります。なお、本信託が終了する場合において、本信託内に残存する配当金は、その時点で在任する本制度の対象者に対し、各々の累積ポイントの数に応じて、按分して給付する、または公益法人等に寄付することを予定しています。

(12) 信託終了時の取扱い

本信託は、役員報酬に係る役員株式給付規程の廃止等の事由が発生した場合に終了します。

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得した上で、取締役会決議により消却する、または公益法人に寄付することを予定しています。本信託終了時における本信託の残余財

産のうち、金銭については、その時点で在任する本制度の対象者に対し、各々の累積ポイントの数に応じて、按分して給付する、または公益法人等に寄付することを予定しています。

【本信託の概要】

①名称	：役員向け株式給付信託
②委託者	：当社
③受託者	：株式会社りそな銀行 (再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行)
④受益者	：取締役等のうち、受益者要件を満たす者
⑤信託管理人	：当社と利害関係を有しない第三者
⑥本信託契約の締結日	：2016年８月８日
⑦当初金銭を信託した日	：2016年８月８日
⑧信託の期間	：2016年８月８日から2026年７月末日 (信託期間終了後も本制度が継続する限り、本信託は延長するものとします。)
⑨信託の種類	：金銭信託以外の金銭の信託（指定運用）

以　上

（添付書類）

事　業　報　告（2020年４月１日から2021年３月31日まで）

Ⅰ．企業集団の現況

１．事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、輸出や国内消費の減少、企業収益の悪化など厳しい状況にあります。政府による様々な需要喚起策などにより、一時は回復の兆しが見られたものの、１月から一部の地域で緊急事態宣言の再発出や、まん延防止等重点措置が適用されたこと、さらに、変異株の感染拡大により緊急事態宣言が再々発出されるなど、日本経済の停滞は長期化しています。また、世界経済においても同様に厳しい状況が続いており、今後の感染状況によっては景気回復が遅れ、経済の停滞がさらに長期化する可能性もあることから、先行きの見通しは依然として不透明な状況にあります。

このような状況の中、当社グループでは３カ年の中期経営計画「Challenge to the Growth final stage 2018-2020」（通称：CG final 18-20）を一時凍結し、コロナ禍に対応するための緊急経営計画「Revival Plan 2020-2021」（通称：Revival 20-21）を策定し、実行しております。Revival 20-21のセグメント別の基本戦略は、次のとおりです。

(1) 繊維セグメント

生産販売基盤の再構築と機能的連携による収益の拡大

(2) 産業材セグメント

①産業資材部門

新型コロナによる収益悪化をミニマイズするための実効性・即効性のある対策の実行

ニューノーマルに対応し、採算性・新規性を重視した事業運営のゼロベース変革

カンバス・フィルターの事業間の垣根を超えた販売戦略の立案と実行

②機能材料部門

新中核事業として事業基盤を固める
化成品事業は持続的な拡大と収益確保
複合材料事業は成長軌道への復帰に向けて事業体制を再構築

(3) 不動産・サービスセグメント
地域密着でトップを走る

1年目（2020年度）は、CG final 18-20の基本方針を踏襲しながら、急激な事業環境悪化に対して文字どおり緊急対応を進め、「止めること」「変えること」に取り組みました。

「止めること」では、工場の一時休業、管理販売費など経費の見直しによる支出の削減、今後の採算の改善が見込めなくなった繊維製品事業の見直しなどを行いました。また、「変えること」では、WEBを使った商談やバーチャル展示会の開催など、新たな仕事のやり方・提案方法の実施に取り組み、抗ウイルス加工などの衛生加工商材の拡販を行い、経済的損失を最小限にとどめることができたと受け止めております。

その結果、売上高は335億19百万円（前期比11.9%減）、営業利益は11億96百万円（同38.9%減）、経常利益は9億36百万円（同40.5%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は9百万円（同99.0%減）となりました。

セグメントごとの業績を示すと、次のとおりです。

【繊維セグメント】

繊維セグメントでは、各事業分野において新型コロナウイルス感染症の影響を受けております。特に緊急事態宣言下には、百貨店等の休業や営業活動の制限により、モノの動きやヒトの動きが止まり、大きな影響を受けました。

原糸販売事業は、国内市場においては中高級衣料品の需要低迷の継続に加え、各種産地向け販売での受注減少が大きく、操業調整等により原価低減を行っておりますが、原綿価格の上昇もあり、損益面で厳しい状況となりました。

輸出衣料事業は、中東市場においてもコロナ禍の影響が継続し、市場は回復基調ではあるものの、依然として先行きは不透明な状況が継続しております。

ユニフォーム事業は、ユニフォーム生地販売では備蓄アパレルでの在庫過多の

影響や企業制服更新の延期等で、ニット製品販売では各アパレルでの発注抑制の影響で苦戦をいたしました。しかしながら、抗ウイルス加工「フルテクト®」を使用した素材につきましては、大手量販店でのマスク製品販売や作業着用途や一般衣料用途等、幅広い用途向けでの販売が拡大し、利益回復に貢献しております。

生活資材事業は、リネン資材分野においてはホテル等のリネンサプライ関連が苦戦いたしましたが、リビング分野においてはコロナ禍における巣ごもり需要による販売増加や「フルテクト®」を使用した素材販売の増加により堅調に推移いたしました。

以上の結果、繊維セグメント全体としての売上高は179億26百万円(前期比11.8%減)となり、営業損失は1億92百万円（前期は2億72百万円の営業損失）となりました。

【産業材セグメント】

産業材セグメントにおいても、新型コロナウイルス感染症の影響を受けており、受注の減少が継続しております。

産業資材部門では、製紙用ドライヤーカンバス事業は、紙生産量の減少に伴いカンバス需要も低調に推移し減収となりました。フィルタークロス事業は、官公需が堅調に推移いたしましたが、民間需要が低迷し減収となりました。利益面では各種コスト低減施策が奏功し増益となりました。空気清浄機分野では、下期は需要が回復したものの、上期の需要減退の影響が大きく、通期では減収減益となりました。

機能材料部門では、化成品事業は食品用途の増粘多糖類等が堅調に推移いたしましたが、一方で中国向けの化学品輸出が、市況悪化の影響により需要減少となり、全体では減収となりました。しかし、コスト低減効果により、利益面では増益となりました。複合材料事業は、電力分野向け等の複合材料部材は堅調に推移いたしましたが、航空機用途では、新型コロナウイルス感染症による航空機需要減の影響を受け、受注量が大幅に減少した結果、全体では減収となりました。

以上の結果、産業材セグメント全体としての売上高は108億３百万円(前期比12.1%減)となり、営業利益は2億47百万円(同72.2%減)となりました。

【不動産・サービスセグメント】

不動産賃貸事業は堅調に推移いたしました。しかしながら、リネンサプライ事業は、新型コロナウイルス感染症の影響により、大きなダメージを受けました。一時はGo To トラベル事業により回復の兆しがありましたが、年度を通して非常に苦戦いたしました。

以上の結果、不動産・サービスセグメント全体としての売上高は54億34百万円(前期比10.2%減)となり、営業利益は17億２百万円(同10.6%減)となりました。

2．資金調達の状況

当期は、長期借入により70億18百万円、社債発行により12億84百万円の調達を行う一方、64億44百万円の長期借入金返済、13億00百万円の社債償還を行いました。また、運転資金の短期借入金は3億78百万円減少いたしました。

この結果、当社グループの当期末現在における有利子負債残高は、271億53百万円（前期末比1億92百万円増）となりました。

3．設備投資の状況

当期において実施いたしました設備投資の主なものは、繊維セグメントでは品質向上および高付加価値化による競争力の強化のため設備の更新を行いました。産業材セグメントの産業資材部門では、生産能力の向上と新規需要への対応のため鈴鹿工場を増築し新型織機の設置を行いました。不動産・サービスセグメントでは不動産賃貸商業施設およびリネンサプライ設備の更新を行いました。

4．対処すべき課題

わが国経済の見通しについては、現下、新型コロナウイルス感染症の収束が見通せず、個人消費の落ち込み、企業収益や雇用環境の悪化など厳しい状況が継続しております。世界においても同様に経済活動が低下し、経済の先行きは依然として不透明な状況であります。

このような経営環境の中、当社グループにおいても、各セグメントにおいて、新型コロナウイルス感染症の影響が出ております。2020年度は中期経営計画「Challenge to the Growth final stage 2018-2020」（以下「本中期経営計画」という。）の最終年度でありましたが、この状況に対応するため本中期経営計画を凍結し、代わりに緊急経営計画「Revival Plan 2020-2021」（以下「本緊急経営計画」という。）を実行しております。本緊急経営計画の２年目である2021年度では、現在取り組んでいる社会的課題、環境的課題に対応する衛生加工商材やサステナブル商材等の拡販を通じて、新常態に対応することで成長を「加速すること」、そして、海外市場の開拓や同業他社との連携などにより、新たな事業やビジネスモデルを「創ること」に取り組んでまいります。新型コロナウイルス感染症がもたらした急激な環境の変化における経済的影響を食い止めることで、来るアフターコロナの新たな日常に対応し、本中期経営計画の基本方針および本緊急経営計画に沿った施策を着実に実施していくことで、本中期経営計画の最終年度および次期中期経営計画につなげてまいりたいと考えております。

「繊維セグメント」は、紡績から織布・編み立て、加工、縫製までのトレーサビリティを有した自社製造拠点を国内外に有している強みを活かし、「Made in shikibo」としてＳＤＧｓに対応した環境配慮型素材の開発や独自性のある衛生機能加工素材、加工技術、品質管理を核にした差別化戦略を進めます。また、サステナビリティ（持続可能性）への貢献についても積極的に取り組みを実施することで、収益拡大を図ります。

原糸販売分野は、国内外生産拠点の技術高度化・連携強化により、海外市場での販売活動を一層強化いたします。その一環として、2021年４月28日開催の取締役会において、上場子会社である新内外綿株式会社について同社を当社の完全

子会社とする旨の株式交換契約を締結し、同社の株主総会決議を経て完全子会社とすることを決議いたしました。今後、同社の原料、生産、商品、販売先等の経営資源を機動的、効率的に活用してまいります。

テキスタイル分野は、海外市場へも衛生関連等の各種機能加工商材を積極的に提案し、販売活動を行うことで、収益拡大を図ります。

製品分野は、当社が強みとする衛生関連等の各種機能加工商材の客先提案や、ベトナム協力会社での紡績から縫製までの各製造工程での技術指導による品質面や価格面での優位性をアピールし、国内外での事業拡大に努めます。

「産業材セグメント」は、産業資材部門では、引き続き主力商品の製紙用ドライヤーカンバス並びにフィルタークロスでの国内トップポジションを堅持するとともに、海外事業につきましては、販売活動に制約はあるものの商圏維持に努め、中国の生産拠点における体質強化に注力し、基盤の安定化を図ってまいります。

新型コロナウイルス感染の長期化並びにアフターコロナの市場環境を見据え、需要増が期待できる段ボール製造用コルゲーターベルト、微細粒子濾過用のフィルタークロスでの新商品開発を加速させ、拡販に努めてまいります。

機能材料部門では、化成品事業および複合材料事業を新中核事業に位置付けており、アフターコロナに向けて事業基盤を固めてまいります。

化成品事業は、食品分野において新規商材の開発や新たな用途開発の取り組みを進め、業務提携先の市場開拓を支援するとともに、生産面では自動化による生産効率向上に努めてまいります。

複合材料事業は、航空機分野の市場回復には時間を要する状況にありますが、中長期では拡大が見込まれる分野であり、今後の需要回復に備えて生産技術力・コスト競争力を高めてまいります。また当社が持つオートクレーブなどの大型設備や製造技術を活かし、一般産業分野などの市場開拓に取り組んでまいります。

「不動産・サービスセグメント」は、不動産賃貸事業、リネンサプライ事業、物流事業、ゴルフ場事業、それぞれ、新型コロナウイルス感染症の影響の極小化を図り、収益維持を図りつつ、同感染症の収束を見極め、分野によって積極展開

を目指してまいります。

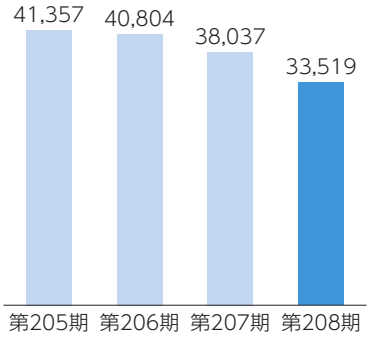
なお、2022年３月期の連結業績見通しにつきましては、売上高354億円（前期比5.6％増）、営業利益16億円（同33.7％増）、経常利益13億円（同38.7％増）、親会社株主に帰属する当期純利益８億円（前期は親会社株主に帰属する当期純利益９百万円）を見込んでおります。

5．財産および損益の状況の推移

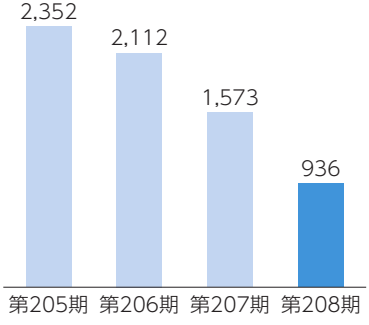
	区　分		第205期（2017年4月1日から2018年3月31日まで）	第206期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）	第207期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）	第208期（当期）（2020年4月1日から2021年3月31日まで）
営業成績	売上高	（百万円）	41,357	40,804	38,037	33,519
	経常利益	（百万円）	2,352	2,112	1,573	936
	親会社株主に帰属する当期純利益または当期純損失（△）	（百万円）	1,499	△1,425	961	9
	1株当たり当期純利益または当期純損失（△）	（円）	135.77	△132.10	89.18	0.91
財産の状況	純資産	（百万円）	33,997	32,460	32,549	31,855
	1株当たり純資産額	（円）	3,024.35	2,884.12	2,902.35	2,869.61
	総資産	（百万円）	87,343	84,949	85,128	82,679

（注）1．2017年10月1日付で、普通株式について10株につき1株の割合をもって株式併合を実施しております。第205期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益または当期純損失（△）、1株当たり純資産額を算定しております。
2．株式報酬制度（役員向け株式給付信託）に関する株式会社日本カストディ銀行（信託口）が所有する自社の株式は、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めており、また、1株当たり当期純利益または当期純損失（△）の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。
3．日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社は、2020年7月27日付でJTCホールディングス株式会社および資産管理サービス信託銀行株式会社と合併し、商号を株式会社日本カストディ銀行に変更しております。
4．「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号　平成30年2月16日）等を第206期の期首から適用しており、第205期の総資産については、当該会計基準等を遡って適用をした後の数値となっております。

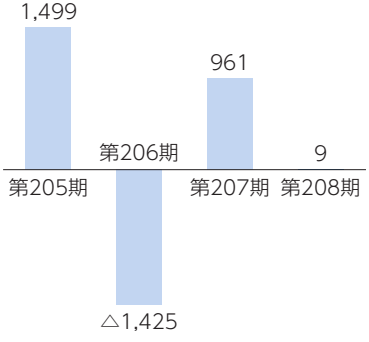
● 売上高（百万円）



● 経常利益（百万円）



● 親会社株主に帰属する当期純利益または当期純損失（△）（百万円）



6．重要な子会社の状況（2021年３月31日現在）

(1) 重要な子会社の状況

会　社　名	資　本　金	議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
新内外綿株式会社	731百万円	52.32%	各種繊維製品の加工および販売
敷島カンバス株式会社	290百万円	100.00%	製紙用ドライヤーカンバスおよびフィルタークロス等の販売
株式会社シキボウサービス	90百万円	100.00%	不動産の管理、石油製品の販売、損害保険代理業、生命保険の募集に関する業務
株式会社マーメイドスポーツ	100百万円	100.00%	ゴルフ場の経営
シキボウリネン株式会社	40百万円	100.00%	リネンサプライおよびホームクリーニング
丸ホームテキスタイル株式会社	60百万円	100.00%	各種織物、繊維資材、寝具類および寝装品の製造・販売
株式会社マーメイドアパレル	100百万円	100.00%	繊維製品の企画・製造・販売
株式会社マーメイドテキスタイルインダストリーインドネシア	40,560千米ドル	98.03%	各種繊維製品の製造・販売

（注）株式会社マーメイドアパレルは、2021年５月31日開催の株主総会にて、解散および清算することを決議し、今後、法令に従い必要な手続きが完了次第、清算結了となる予定であります。

(2) 特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

7．主要な事業内容（2021年３月31日現在）

事業区分	主要な品目またはサービス
繊維セグメント	紡績糸、加工糸、ミシン糸、織物生地、織物製品、ニット生地、ニット製品、寝装生地、寝装製品、家庭雑貨用品、受託整理加工、縫製加工
産業材セグメント	
（産業資材部門）	製紙用ドライヤーカンバス、フィルタークロス
（機能材料部門）	工業用糊剤、食品添加物、電気絶縁材料その他の複合材料、産業用機械、陶磁器
不動産・サービスセグメント	不動産の賃貸、管理および販売、リネンサプライ、倉庫業、配送業、ゴルフ場、保険代理店業

8．主要な営業所および工場（2021年３月31日現在）

(1) 当　　社

本　　社	大阪市中央区備後町三丁目２番６号
支　　社	東京支社（東京都中央区）
研 究 所	中央研究所（滋賀県東近江市）
工場および事業所	富山工場（富山県富山市）、鈴鹿工場（三重県鈴鹿市）、八日市工場（滋賀県東近江市）、八幡工場（滋賀県近江八幡市）、尾道事業所（広島県尾道市）、長野事業所（長野県上伊那郡）

(2) 子会社等

繊維セグメント	
（国　　内）	株式会社マーメイドソーイング秋田（秋田県大仙市）、株式会社シキボウ江南（愛知県江南市）、株式会社ナイガイテキスタイル（岐阜県海津市）、新内外綿株式会社、株式会社マーメイドアパレル、丸ホームテキスタイル株式会社（以上、大阪市中央区）
（海　　外）	上海敷島家用紡織有限公司、湖州敷島福紡織品有限公司、敷紡貿易（上海）有限公司、敷紡（香港）有限公司（以上、中国）、ジェイ.ピー.ボスコ株式会社（タイ）、株式会社マーメイドテキスタイルインダストリーインドネシア（インドネシア）
産業材セグメント	
（国　　内）	東洋空気調和株式会社（東京都新宿区）、小田陶器株式会社（岐阜県瑞浪市）、敷島カンバス株式会社（大阪市中央区）、株式会社シキボウ堺（堺市西区）、株式会社大和機械製作所（広島県尾道市）
（海　　外）	敷島工業織物（無錫）有限公司（中国）
不動産・サービスセグメント	株式会社シキボウ物流システム（千葉県柏市）、株式会社マーメイド広海（静岡県浜松市）、シキボウ物流センター株式会社（岐阜県海津市）、株式会社シキボウサービス（大阪市中央区）、Ｊリネンサービス株式会社（大阪府泉佐野市）、シキボウリネン株式会社（和歌山県西牟婁郡）、株式会社マーメイドスポーツ（広島県福山市）

9．従業員の状況（2021年３月31日現在）

従業員数	前期末比増減
2,312 名	107名減

10．主要な借入先の状況（2021年３月31日現在）

借入先	借入金残高（百万円）
株式会社りそな銀行	6,403
株式会社三井住友銀行	5,742
株式会社三菱UFJ銀行	3,767

11．その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、2021年４月28日開催の取締役会において、当社の連結子会社である新内外綿株式会社（以下「新内外綿」という。）との間で、当社を株式交換完全親会社、新内外綿を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を行うことを決議し、当社と新内外綿との間で株式交換契約（以下「本株式交換契約」という。）を締結しました。

なお、本株式交換は、当社においては、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第796条第２項本文の規定に基づく簡易株式交換の手続により株主総会の承認を受けることなく、また、新内外綿においては、2021年６月22日開催予定の定時株主総会（以下「本定時株主総会」という。）において本株式交換契約の承認を受けた上で、2021年７月26日を効力発生日として行うことを予定しております。また、本株式交換は、本定時株主総会の承認が得られていること等を条件としております。本株式交換の効力発生日に先立ち、新内外綿の普通株式（以下「新内外綿株式」という。）は、株式会社東京証券取引所市場第二部において、2021年７月20日付で上場廃止（最終売買日は2021年７月19日）となる予定です。

(1) 本株式交換の目的

現在、両社の置かれている事業環境は、国内市場においては、人口減少と

高齢化による市場規模の縮小、加えて、国際調達を前提とした製造小売業の台頭により、従来のアパレル業を取り巻く環境は厳しい状況にあります。

このような市場背景のなかで、当社の繊維部門と新内外綿が従来どおりにそれぞれの狭い事業領域で運営を行っていくことは不合理であります。生産、販売において、情報を共有し、原材料の調達などにおいては、両社で共有して行っていくことによりスケールメリットなどを享受することが可能となり、それぞれの持つ調達拠点、生産拠点を効率的に活用し全体最適を図る戦略をとることで、全体として利益の最大化を図るという戦略の転換を企図しております。

上述の戦略の転換により、両社には以下のような相乗効果が期待できます。

① まずは、商品開発や技術開発における相乗効果です。

新内外綿は、異種の原綿を混合して製糸する技術に強みがあります。一方、当社は、織・編みの設備、加工の設備を持ちます。代表例として、当社の子会社である株式会社シキボウ江南が保有する糸の連続シルケット(シルケット加工は、通常扁平で縮れた綿の繊維を膨潤させることにより光沢を与える加工方法)設備は、日本では唯一、世界でも数少ない設備です。当社が連続シルケット加工糸を、市場のターゲットプライスに合った価格で新内外綿に供給することで、新内外綿の得意とする高級アパレル市場に展開することも期待できます。こういった生産ノウハウを巧みに組み合わせることによって、他社にはない製品づくりの可能性が広がると考えております。

② 次に、それぞれの生産拠点の活用においても効率化と事業機会拡大の相乗効果が期待できます。

綿糸製造において、当社は富山工場、株式会社マーメイドテキスタイルインダストリーインドネシア(インドネシア)、ベトナムの提携工場等を、新内外綿は、株式会社ナイガイテキスタイル、ジェイ．ピー．ボスコ株式会社（タイ）の提携工場、中国の提携工場等を生産背景としています。短期的には、直営工場の生産量の安定化を図り、原糸販売量を確保するよう調整の仕組みを設けるといった取り組みが考えられます。また、中期的には、当社と新内外綿の有する生産背景を俯瞰した原綿調達計画、生産計画、在庫管理等においてＩＴを活用した一元管理を行うことで、迅速な対応が可能となり、ビジ

ネスチャンスが広がってくるものと考えております。これにより、新たな市場への参入、市場占有率の向上など、収益拡大の仕組みを構築することも可能になります。

以上の認識のもと、両社において株式交換比率を含む本株式交換の諸条件についての検討および協議を経て合意に至り、2021年４月28日開催の両社の取締役会において本株式交換を行うことを決議し、両社の間で本株式交換契約を締結いたしました。

(2) 本株式交換の要旨

①本株式交換の日程

本株式交換契約締結の取締役会決議日（両社）	2021年４月28日
本株式交換契約締結日（両社）	2021年４月28日
本定時株主総会開催日（新内外綿）	2021年６月22日（予定）
最終売買日（新内外綿）	2021年７月19日（予定）
上場廃止日（新内外綿）	2021年７月20日（予定）
本株式交換の効力発生日	2021年７月26日（予定）

②本株式交換に係る割当ての内容

	当社 （株式交換完全親会社）	新内外綿 （株式交換完全子会社）
本株式交換に係る割当比率	1	０．６４
本株式交換により交付する株式数	当社の普通株式：598,684株（予定）	

（注）１．株式の割当比率

当社は、新内外綿株式１株に対して、当社の普通株式（以下「当社株式」という。）0.64株を割当交付いたします。ただし、当社が保有する新内外綿株式（2021年４月28日現在1,020,061株）については、本株式交換による株式の割当ては行いません。なお、上記表の本株式交換に係る割当比率（以下「本株式交換比率」という。）は、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合、当社および新内外綿が協議し合意の上、変更することがあります。

（注）２．本株式交換により交付する当社株式

本株式交換に際して交付する当社株式は、全て当社が保有する自己株式（2021年３月31日現在944,454株）を充当する予定であり、当社が新たに株式を発行することは予定しておりません。

③本株式交換に係る割当ての内容の根拠および理由

当社および新内外綿は、本株式交換比率の決定に当たって公正性・妥当性を確保するため、それぞれ別個に両社から独立した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼することとし、当社はファイナンシャル・アドバイザーとして株式会社りそな銀行を、第三者算定機関としてアドバンスト・ビジネス・ダイレクションズ株式会社（以下「ＡＢＤ」という。）を、新内外綿は株式会社プルータス・コンサルティング（以下「プルータス」という。）をファイナンシャル・アドバイザーおよび第三者算定機関に選定いたしました。

当社においては、本株式交換の対価の公正性その他の本株式交換の公正性を担保するため、当社の第三者算定機関であるＡＢＤから2021年4月27日付で受領した株式交換比率に関する算定書、リーガル・アドバイザーである弁護士法人淀屋橋・山上合同からの助言等を踏まえて慎重に交渉・協議を重ねた結果、本株式交換比率は妥当であり、当社の株主の皆様の利益に資するものであるとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断いたしました。

新内外綿においては、本株式交換の対価の公正性その他の本株式交換の公正性を担保するため、新内外綿の第三者算定機関であるプルータスから2021年4月27日付で受領した株式交換比率に関する算定書、リーガル・アドバイザーである弁護士法人御堂筋法律事務所からの助言、支配株主である当社との間で利害関係を有しない独立した委員から構成される特別委員会からの指示、助言および答申書等を踏まえて慎重に交渉・協議を重ねた結果、本株式交換比率は妥当であり、新内外綿の株主の皆様の利益に資するものであるとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断いたしました。

(3) 会計処理の概要

本株式交換は、「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号　2019年１月16日）および「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号　2019年１月16日）における共通支配下の取引等に該当する見込みです。

Ⅱ．会社の現況

1．株式の状況（2021年３月31日現在）

(1) 発行可能株式総数　　35,000,000株

(2) 発行済株式総数　　11,810,829株（うち自己株式　　944,454株）

(3) 株主数　　12,102名

(4) 大株主（上位10位）

株主名	持株数（千株）	持株比率（%）
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	657	6.05
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	521	4.80
シキボウ従業員持株会	499	4.59
シキボウ取引先持株会	314	2.89
株式会社鴻池組	247	2.27
東京海上日動火災保険株式会社	244	2.25
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	218	2.01
株式会社日本カストディ銀行株式会社（信託口５）	159	1.47
株式会社日本カストディ銀行株式会社（信託口６）	149	1.38
株式会社日本カストディ銀行株式会社（信託口１）	129	1.19

（注）１．当社は、自己株式を944,454株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
２．持株比率は自己株式を控除して計算しております。
３．当社は株式報酬制度（役員向け株式給付信託）を導入しており、株式会社日本カストディ銀行（信託口）が当社株式77,454株を取得しております。なお、株式会社日本カストディ銀行（信託口）が所有する当社株式については、自己株式に含めておりません。
４．日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社は、2020年７月27日付でJTCホールディングス株式会社および資産管理サービス信託銀行株式会社と合併し、商号を株式会社日本カストディ銀行に変更しております。

(5) その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

2．新株予約権等の状況

該当事項はありません。

3．会社役員の状況

(1) 取締役の状況（2021年３月31日現在）

会社における地位	氏　　名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役 社長執行役員	清　原　幹　夫	
取　締　役 常務執行役員	大　森　良　行	機能材料部門長 兼 同部門総括部長
取　締　役 上席執行役員	竹　田　広　明	コーポレート部門長
取　締　役 (常勤監査等委員)	邨　上　義　一	
取　締　役 (監査等委員)	山　條　博　通	泉州電業㈱常勤監査等委員
取　締　役 (監査等委員)	野　邊　義　郎	野邊義郎公認会計士・税理士事務所　公認会計士

（注）１．取締役（監査等委員）山條博通および野邊義郎の両氏は、社外取締役であります。
２．取締役（監査等委員）邨上義一氏は、当社内の経理関連部門での経験を有し、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
３．当社は、監査等委員会の監査・監督機能を強化し、取締役（監査等委員を除く。）からの情報収集および重要な社内会議における情報共有ならびに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能にするため、邨上義一氏を常勤の監査等委員として選定しております。
４．当社は、取締役(監査等委員）山條博通および野邊義郎の両氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各監査等委員は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償の責任の限度額は、同法第425条第１項各号の定める額の合計額を限度として責任を負担する旨を定めた契約を締結しております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で、取締役および執行役員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該契約を継続して更新する予定であります。

当該契約は、第三者および当社に対する取締役の損害賠償責任のうち、被保険者が負担することになる被保険者である取締役および執行役員がその職務の

執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を填補の対象としております。

(4) 取締役の報酬等の額

①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役（監査等委員を除く。）および執行役員の個人別の報酬等に係る決定方針（以下「決定方針」という。）を定めております。

(ⅰ)決定方針決定の方法

決定方針は、任意の諮問委員会である人事委員会の諮問を経て、監査等委員会の審議の後、取締役会で決定しております。

(ⅱ)決定方針の内容の概要

決定方針は、同業または同規模の他企業の役員報酬水準を踏まえ、業績に連動しない基本報酬と業績目標の達成度により変動する全社業績報酬、各部門の業績達成度により変動する部門業績報酬、当社グループの将来価値の向上に資するための中長期的インセンティブとしての株式報酬で構成されております。

基本報酬の額は、株式配当可能な業績を前提として、各取締役（監査等委員を除く。）および執行役員が委嘱された役位、社会水準等を勘案した額とし、赤字が生じた場合は減額することがあります。

全社業績報酬の額は、全社業績および株式配当可能額（実績は26頁に記載しております。）を勘案して算定されます。部門業績報酬の額は、各事業部門の業績（実績は20頁から22頁に記載しております。）に応じてその部門を担当する取締役（監査等委員を除く。）および執行役員の基本報酬の額に係数を乗じ算定されます。

これら指標は、当社グループの将来的価値の向上に資するものとして、業績連動報酬の額の算定の基礎としております。

基本報酬の額、全社業績報酬の額および部門業績報酬の額は、毎年６月に決定し７月から12カ月にわたり毎月同額を支給いたします。

株式報酬は、役員報酬に係る役員株式給付規程に従い、各取締役（監査

等委員を除く。）および執行役員の退任時期に当社株式を交付するもので、交付される株式数は、その委嘱された役位に応じて、月々株式ポイントを付与し、１ポイント１株として算定されます。

取締役（監査等委員を除く。）および執行役員の個人別の報酬等における上記種類別の報酬割合は、人事委員会の答申および監査等委員会の意見に基づき、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、上位の役位ほど株式報酬の割合が高くなるよう取締役会で決定しております。

(ⅲ)当該事業年度に係る取締役（監査等委員を除く。）および執行役員の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役会は、代表取締役社長執行役員に具体的内容（個人別の基本報酬および部門業績報酬の額）の決定を委任しております。取締役会は、その決定にあたり代表取締役社長執行役員が人事委員会における答申および監査等委員会の意見を踏まえることを条件としており、当該事業年度に係る取締役（監査等委員を除く。）および執行役員の個人別の報酬等の内容は、決定方針に沿うものであるとの判断をしております。

②取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

監査等委員である取締役以外の取締役（３名）の報酬限度額は、2018年６月28日開催の第205期定時株主総会において月額2,400万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議されております。

また、当該金銭報酬とは別枠で、2016年６月29日開催の第203期定時株主総会において監査等委員である取締役以外の取締役（５名）を対象とする役員向け株式報酬制度の導入について決議がされており、当該株式報酬制度で拠出する金銭の上限額は１億円となっております。

監査等委員である取締役（４名）の報酬限度額は、2016年６月29日開催の第203期定時株主総会において月額500万円以内と決議されております。

③取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

委任を受けた者	代表取締役　社長執行役員　清原幹夫
委任された権限の内容	個人別の基本報酬および部門業績報酬の額の決定
権限を委任した理由	代表取締役社長執行役員は、当社グループ全体の業績を把握しており、各取締役が担当する事業に対する評価を行うのに適任であるため委任しております。
委任された権限が適切に行使されるようにするために講じた措置	①（ⅲ）をご参照ください。

④当事業年度に係る報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額(百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる役員の員数(人)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
監査等委員である取締役以外の取締役	41	34	3	3	4
監査等委員である取締役（うち社外取締役）	29（11）	29（11）	—	—	6（5）

（注）取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

⑤社外役員が当社の子会社から受けた役員報酬等の総額

該当事項はありません。

(5) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

取締役（監査等委員）山條博通氏は泉州電業㈱の常勤監査等委員であります。なお、当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

取締役（監査等委員）野邊義郎氏は野邊義郎公認会計士・税理士事務所の公認会計士であります。なお、当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

②主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

③取締役会および監査等委員会への出席状況、発言状況および期待される役割に関して行った職務の概要

氏　名	区　分	主な活動内容
佐藤　嘉彦	取締役 (監査等委員)	取締役会３回のうち３回出席、また、監査等委員会３回のうち３回出席し、主に事業会社の経営者としての見地から監査結果についての意見交換等、必要な発言を行っております。 また、任意の諮問委員会である人事委員会１回のうち１回に委員として出席し、上記見地から意見交換等必要な発言を行っております。
平岡　三明	取締役 (監査等委員)	取締役会３回のうち３回出席、また、監査等委員会３回のうち３回出席し、主に金融機関での経験に基づく見地から監査結果についての意見交換等、必要な発言を行っております。 また、任意の諮問委員会である人事委員会１回のうち１回に委員として出席し、上記見地から意見交換等必要な発言を行っております。
山條　博通	取締役 (監査等委員)	取締役会16回のうち16回出席、また、監査等委員会14回のうち14回出席し、主に金融機関での経験および事業会社の役員としての経験に基づく見地から監査結果についての意見交換等、必要な発言を行っております。 また、任意の諮問委員会である人事委員会２回のうち２回に委員として出席、およびこれに付随する幹部従業員昇格プログラムに参画し、上記見地から意見交換等必要な発言を行っております。 さらに、新内外綿㈱を当社完全子会社とする株式交換に係る特別委員会３回のうち３回に委員として出席し、同社の完全子会社化による事業への影響について、上記の見地から意見交換等必要な発言を行っております。
野邊　義郎	取締役 (監査等委員)	取締役会16回のうち16回出席、また、監査等委員会14回のうち14回出席し、主に公認会計士としての経験および事業会社での監査役としての経験に基づく見地から監査結果についての意見交換等、必要な発言を行っております。 また、任意の諮問委員会である人事委員会２回のうち２回に委員として出席、およびこれに付随する幹部従業員昇格プログラムに参画し、上記見地から意見交換等必要な発言を行っております。 さらに、新内外綿㈱を当社完全子会社とする株式交換に係る特別委員会３回のうち３回に委員として出席し、同社の完全子会社化による事業への影響について、上記の見地から意見交換等必要な発言を行っております。

(注)　山條博通氏および野邊義郎氏は2021年4月以降、上表記載の特別委員会２回のうち山條博通氏については２回、野邊義郎氏については１回に委員として出席し、新内外綿㈱の完全子会社化による事業への影響、交換比率の妥当性について、上表記載の見地から意見交換等必要な発言を行っております。

(6) 当社の報酬等

当事業年度において社外役員（５名）に支払った報酬の総額は11百万円であります。

4．会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

ＰｗＣあらた有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	支　払　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	44百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	61百万円

(注) 1．会計監査人の報酬等について監査等委員会が同意した理由は、会計監査人であるＰｗＣあらた有限責任監査法人から受けた当事業年度の監査計画に係る監査時間・配員計画から見積もられた報酬額の算出根拠等について、監査業務と報酬との対応関係が詳細かつ明瞭であることから、合理的なものであると判断いたしました。

2．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておりませんので、上記の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。

3．当社の重要な子会社の株式会社マーメイドテキスタイルインダストリーインドネシア他７社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人等（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められた場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

5．会社の体制及び方針

剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、配当金につきましては、事業年度ごとの利益の状況、将来の事業展開などを勘案しつつ、安定した配当を維持するとともに株主の皆様への利益還元に積極的に努めてまいりました。この方針のもと、当年度の年間配当金は、前年度と同額の40円とさせていただきます。なお、今後とも株主の皆様の支援に報いるため増配を常に念頭におき事業の発展に努めてまいります。

内部留保資金につきましては、財務体質の強化および将来にわたる安定した株主利益の確保のため、事業の拡大・合理化投資および厳しい経営環境に勝ち残るための新技術・新工法開発のために有効活用していきたいと考えております。

自己株式の処分・活用につきましては、当社グループ成長発展のためのより良い資本政策を検討し、時宜にかなった決定をしてまいります。

（注） 本事業報告中の金額、株式数は表示単位未満を切り捨てて、パーセンテージは表示単位未満を四捨五入して表示しております。

連結貸借対照表 (2021年3月31日現在)

(単位 百万円)

資産の部		負債の部	
流動資産	**23,264**	**流動負債**	**16,889**
現金及び預金	6,447	支払手形及び買掛金	3,296
受取手形及び売掛金	6,607	短期借入金	10,205
電子記録債権	1,548	1年内償還予定の社債	1,240
商品及び製品	5,434	未払費用	514
仕掛品	1,729	未払法人税等	59
原材料及び貯蔵品	955	未払消費税等	115
その他	555	賞与引当金	561
貸倒引当金	△13	その他	898
固定資産	**59,414**	**固定負債**	**33,934**
有形固定資産	**56,519**	社債	3,290
建物及び構築物	13,092	長期借入金	12,418
機械装置及び運搬具	2,033	リース債務	859
工具、器具及び備品	173	繰延税金負債	180
土地	39,859	再評価に係る繰延税金負債	6,236
リース資産	1,000	退職給付に係る負債	6,512
建設仮勘定	360	役員退職慰労引当金	68
無形固定資産	**224**	修繕引当金	40
投資その他の資産	**2,670**	その他の引当金	4
投資有価証券	891	長期預り敷金保証金	4,149
繰延税金資産	1,395	その他	173
その他	458	**負債合計**	**50,824**
貸倒引当金	△74	純資産の部	
		株主資本	**19,424**
		資本金	**11,336**
		資本剰余金	**974**
		利益剰余金	**8,348**
		自己株式	**△1,234**
		その他の包括利益累計額	**11,535**
		その他有価証券評価差額金	**146**
		繰延ヘッジ損益	**△46**
		土地再評価差額金	**13,381**
		為替換算調整勘定	**△1,523**
		退職給付に係る調整累計額	**△422**
		非支配株主持分	**895**
		純資産合計	**31,855**
資産合計	**82,679**	**負債及び純資産合計**	**82,679**

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位 百万円)

科目	金額	
売上高		**33,519**
売上原価		**27,192**
売上総利益		**6,326**
販売費及び一般管理費		**5,130**
営業利益		**1,196**
営業外収益		
受取利息	6	
受取配当金	24	
受取保険金	24	
補助金収入	328	
雑収入	59	443
営業外費用		
支払利息	240	
新型コロナウイルス感染症による損失	287	
アレンジメントフィー	36	
社債発行費	32	
雑支出	105	703
経常利益		**936**
特別利益		
在外子会社清算に伴う為替換算調整勘定取崩益	102	
固定資産売却益	0	
その他	4	107
特別損失		
減損損失	1,038	
固定資産除却損	31	
その他	37	1,107
税金等調整前当期純損失		**△62**
法人税、住民税及び事業税	175	
法人税等調整額	75	250
当期純損失		**△313**
非支配株主に帰属する当期純損失		△323
親会社株主に帰属する当期純利益		**9**

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸　借　対　照　表 (2021年３月31日現在)

(単位 百万円)

資産の部		負債の部	
流動資産	**15,973**	**流動負債**	**17,441**
現金及び預金	3,507	支払手形	993
受取手形	348	買掛金	1,572
売掛金	4,335	短期借入金	5,200
電子記録債権	923	１年内返済予定の長期借入金	4,702
商品及び製品	4,199	１年内償還予定の社債	1,240
仕掛品	1,182	リース債務	166
原材料及び貯蔵品	299	未払金	456
前払費用	21	未払費用	191
未収入金	470	未払法人税等	6
関係会社短期貸付金	646	前受金	184
その他	73	預り金	2,264
貸倒引当金	△37	ＣＭＳ預り金	72
固定資産	**62,382**	１年内返還予定の預り保証金	0
有形固定資産	**46,623**	賞与引当金	390
建物	11,209	その他	0
構築物	255	**固定負債**	**31,734**
機械及び装置	853	社債	3,290
車両運搬具	2	長期借入金	12,285
工具、器具及び備品	110	リース債務	793
土地	32,932	再評価に係る繰延税金負債	5,924
リース資産	907	退職給付引当金	5,100
建設仮勘定	351	修繕引当金	34
無形固定資産	**136**	長期預り敷金保証金	4,148
ソフトウェア	136	その他	158
その他	0	**負債合計**	**49,176**
投資その他の資産	**15,622**	**純資産の部**	
投資有価証券	428	**株主資本**	**16,405**
関係会社株式	12,131	**資本金**	**11,336**
出資金	1	**資本剰余金**	**977**
関係会社出資金	1,132	資本準備金	977
長期前払費用	50	**利益剰余金**	**5,325**
繰延税金資産	1,787	利益準備金	494
その他	137	その他利益剰余金	4,831
貸倒引当金	△48	繰越利益剰余金	4,831
		自己株式	**△1,234**
		評価・換算差額等	**12,773**
		その他有価証券評価差額金	**50**
		繰延ヘッジ損益	**△46**
		土地再評価差額金	**12,769**
		純資産合計	**29,178**
資産合計	**78,355**	**負債及び純資産合計**	**78,355**

(注)　記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損　益　計　算　書 (2020年４月１日から2021年３月31日まで)

(単位 百万円)

科目	金額	
売上高		**23,777**
売上原価		**19,768**
売上総利益		**4,008**
販売費及び一般管理費		**2,906**
営業利益		**1,102**
営業外収益		
受取利息	7	
受取配当金	92	
受取保険金	24	
補助金収入	99	
雑収入	79	303
営業外費用		
支払利息	236	
社債利息	18	
新型コロナウイルス感染症による損失	110	
アレンジメントフィー	36	
出向者人件費	221	
雑支出	112	736
経常利益		**668**
特別利益		
投資有価証券売却益	4	4
特別損失		
固定資産処分損	24	
減損損失	193	
関係会社株式評価損	24	241
税引前当期純利益		**431**
法人税、住民税及び事業税	22	
法人税等調整額	151	173
当期純利益		**258**

(注)　記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2021年５月20日

シキボウ株式会社
取締役会 御中

ＰｗＣあらた有限責任監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 山上眞人 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 北野和行 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、シキボウ株式会社の2020年４月１日から2021年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、シキボウ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2021年５月20日

シキボウ株式会社
取締役会 御中

ＰｗＣあらた有限責任監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 山上眞人 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 北野和行 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、シキボウ株式会社の2020年４月１日から2021年３月31日までの第208期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告書謄本

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、2020年４月１日から2021年３月31日までの第208期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①　監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人ＰｗＣあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人ＰｗＣあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年５月21日

シキボウ株式会社　監査等委員会

常勤監査等委員　邨　上　義　一　㊞

監査等委員　山　條　博　通　㊞

監査等委員　野　邊　義　郎　㊞

(注) 監査等委員 山條博通及び野邊義郎は、会社法第２条第15号及び第331条第６項に規定する社外取締役であります。

以　上

株主総会会場ご案内図



[会　場]

大阪市中央区備後町三丁目２番６号 敷島ビル７階ホール

[交　通]

地下鉄御堂筋線	本 町 駅 下 車	●３番出入口から徒歩約３分
地下鉄堺 筋 線	堺筋本町駅下車	○17番出入口から徒歩約５分

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、株主総会当日のご来場はお控えいただきますようご協力をお願い申し上げます。

UD FONT 見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。

VEGETABLE OIL INK 環境に配慮し、植物油インキを使用しております。